議案第8号

那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強 化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につ いて

那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

## 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るため の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日 那須烏山市条例第

那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産 税の課税免除に関する条例(平成21年3月那須烏山市条例第11号)の一部を次の表のように改 正する。

## 改 正 後

## 現

行

(課税免除)

- 第2条 市長は、法第6条第1項に規定する同意基本 計画において定められた法第4条第2項第1号に規 定する促進区域内において、平成29年9月29日から 令和10年3月31日までの期間内に、法第14条第2項 に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行わ れる地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経 済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令 (平成19年総務省令第94号。以下「省令」とい う。) 第2条に規定する対象施設(以下「対象施 設」という。)を設置した事業者に対し、当該対象 施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの 敷地である土地に対して課する固定資産税の課税を 免除するものとする。
- 2 前項の規定により課税を免除する期間は、当該免 2 前項の規定により課税を免除する期間は、当該免 除の対象となる固定資産を事業の用に供した日以後 最初の1月1日を賦課期日とする年度以降3年とす

(課税免除)

- 第2条 市長は、法第6条第1項に規定する同意基本 計画において定められた法第4条第2項第1号に規 定する促進区域内において、平成29年9月29日から 令和7年3月31日までの期間内に、法第14条第2項 に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行わ れる地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経 済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令 (平成19年総務省令第94号。以下「省令」とい う。) 第2条に規定する対象施設(以下「対象施 設」という。)を設置した事業者に対し、当該対象 施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの 敷地である土地に対して課する固定資産税の課税を 免除するものとする。
- 除の対象となる固定資産を事業の用に供した日以後 最初の1月1日を賦課期日とする年度以降3年とす

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域 の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4 月1日から適用する。